

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和4年2月10日(木)午後1時30分

2. 開 会 令和4年2月10日(木)午後1時30分

3. 開 議 令和4年2月10日(木)午後1時30分

4. 閉 会 令和4年2月10日(木)午後2時2分

5. 委員定数 14名

6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 市川 博	3 番 本田 勉	5 番 栗栖 一
6 番 木戸 孝	8 番 藤原 久恵	9 番 南 喜久治	10 番 小野 真一
11 番 清水 哲治	12 番 杉谷 孫司	13 番 柏木 彰文	14 番 楠本 徹男

7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

4 番 後呂 豊	7 番 鈴木 隆文
----------	-----------

8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行	係 長 榎本 隆司	主 査 大平 真也	主 査 宮山 蓮
-----------	-----------	-----------	----------

9. 議事日程

議題

議案第5号 農地法第3条の規定による許可について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から2月の農業委員会を開催させていただきたいと思えます。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、4番後呂 豊委員、7番の鈴木 隆文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と13番の柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

2番委員

13番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。議案第5号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第5号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は195㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、譲受人においては、農作業の機械化を図り、営農規模拡大のため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、高齢で農作業が困難であり、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、65,408.95㎡となります。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 耕作を放棄していた農地ですので、異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第5号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数

は5件、12筆で、9,784 m²となっております。1番、2番、5番が、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、1番、2番、4番、5番が使用貸借権、3番が賃借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、558 m²、988 m²の、合計1,546 m²です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年3月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、2番につきましても、貸付先として予定しています。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇、字〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、383 m²、386 m²、1,011 m²の、合計1,780 m²です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年3月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、1,193 m²、628 m²、1,190 m²の、合計3,011 m²です。借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年3月1日から5年10ヶ月の賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、1,072 m²、1,067 m²の、合計2,139 m²です。借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年3月1日から20年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、360 m²、948 m²の、合計1,308 m²です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年3月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており

ます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番、2番について集積計画に異議はありません。ただ、危惧する点はいくつかあります。1番は、獣害がでるところなので、対策が必要な場所だと思います。2番については、以前に隣接農地を借りた際に、トラクターの進入口がないことを気にしていた場所だったので、貸し借りができてよかったです。2番の2については、住宅地の中にあるため、農機具を移動の際に道路に泥を落とさないよう注意しないといけないところです。2番の3については、水田の形がよくないので作りにくそうです。受け手農家はあちこちを借りて作っていますが、非効率だと思います。引き続き耕作してもらえるのか心配するところです。

議長 受け手の農家さんは今回の議案の近くでも耕作をいただいております。

〇〇委員 はじめに言いましたが、集積計画については異議ありません。近隣の方々に迷惑をかけずに続けてくれるのか心配しているだけです。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 2月5日に〇〇委員と現地の確認をしてきました。後日、貸人に聞き取りを行いました。現在の耕作者は高齢により耕作が困難になっているため、耕作者を変える方向で考えたそうです。借人は水稻栽培について、初めてのようなのですが、現在の耕作者からサポートを受けながら利用するようです。よって異議ありません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

- 〇〇委員 現況も栽培されている場所ですので、異議ありません。
- 議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。
- 〇〇委員 異議ありません。
- 議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。
- 〇〇委員 2番の3筆は現状耕作しているのでしょうか。トラクターの泥の話が出たので、現状耕作している農地なのであれば今までのルートを通れば問題ないと思いました。
- 〇〇委員 不作付地となっていたところですよ。トラクターを入れればすぐにでも耕作できると思います。
- 議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第6号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。
- 事務局 ～白浜町農業振興地域整備促進協議会の廃止について
～令和3年度農業委員会委員研修について
- 議長 他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 農業法人設立の状況がわからないので、途中経過を教えてください。

〇〇委員 富田地区と日置川地区とで温度差があり、地域と農協と町とがうまく折り合いがついていないために難航しているのが現状です。町の補助金がどのくらい出るのかの審議もまだ済んでいないため、まだまだ時間がかかりそうです。

〇〇委員 どのくらいの規模で何をするのか、全体像がみえてきません。

局長 私も農林水産課として会議に参加しております。農業法人は、これから耕作者がいなくなってくることを見越して今のうちに対策しておこうという考えから始まっています。協議にあたり、さまざまな意見が出ています。地元では農援隊のようなものを考えており、農協さんは高収益なものを考えています。事務局としては、耕作放棄地をどうにかして維持していくことをテーマに考えています。いろいろなパターンを考えてみたうえ、もう一度、会議に諮ろうと思っています。

〇〇委員 継続の審議となっているという認識でよろしいでしょうか。また、協議会は何回行われましたか。

局長 はい、そのとおりです。協議会は2回行いました。

議長 農協さんの考えでは、水稻栽培は再考すべきであると考えており、水稻栽培を考えている町の考えと違いがでている状況です。話を詰めていかないと進んでいきません。

〇〇委員 ある程度の骨格を作っておかないといけません。3年、5年と先を見越して考えるものであり、すぐに結果をだせるものではないです。議員さん等にも働きかけを行う必要もあると思います。

〇〇委員 今年中の話にはならないと思います。農協さんは、水稻栽培に関して、お金にならないと一点張りで後ろむ

きな考えです。梅のような高収益が見込めるものの栽培を考えています。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年3月11日（金）午後1時30分から富田事務所 2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
楠本会長は午後2時2分に閉会を宣した。
閉会終了 午後2時2分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。